



医療機器修理業許可証

氏名 株式会社 シーメック

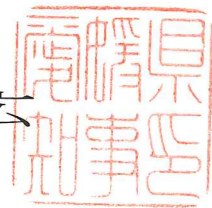
事業所の名称 株式会社 シーメック 松山営業所

事業所の所在地 愛媛県松山市越智3丁目4番22号

薬事法第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

平成 26 年 4 月 23 日

愛媛県知事 中 村 時 広



特定保守管理医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
検体検査用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連

有効期間 平成 26 年 4 月 24 日から

平成 31 年 4 月 23 日まで